

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年12月2日(金)

杉 並 区 議 会

目 次

「TPP（環太平洋連携協定）への参加を行わないよう求める意見書」 について	3
その他	
(1) ユーストリーム等による画像等配信の対応について	5
(2) 予算・決算特別委員会の質疑時間について	5
(3) 委員長報告について	7

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年12月2日(金) 午後2時10分～午後3時22分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 議事係長 井口 隆央 議事係長 杉原 正朗	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係長 高橋 正美 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴



(午後 2時10分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《「TPP（環太平洋連携協定）への参加を行わないよう求める意見書」について》

富本理事 それでは、TPPに関する意見書について。

前回、共産党から提案があり、各会派持ち帰りとなっていた。もし意見書ということになると、今議会、もう最終日まで近いので、そろそろ集約をしていかなければならない。それできょうはお集まりいただいた。

改めて共産党から何か補足説明等はあるか。

山田理事 特にない。

富本理事 では、各会派の意見を聞く。

杉自からお願いします。

井口理事 かなり時間をかけて議論したが、いろいろ意見があり、それを集約し、参加の是非や方法については、議論を尽くして、十分な対策を講じて、慎重に進めてほしいという結果になった。

富本理事 会派の中でもいろいろな意見があり、慎重にしてほしいということで、参加を行わないように求める、ではちょっとつらいということであった。

井口理事 ちょっとつらいということで、絶対反対ということではない。

島田理事 TPPに関しては、賛否両論、会派として意見をまとめるのはまず困難。それから、参加すべしと見送るべしという中でも、やはり政府の説明が足りないという部分が一番大きい。やるのであれば、その辺集約できるかどうかというところ。

小川理事 私は個人的に、TPPというのはこれからの日本にとって必要なものだと思っている。反対という意見書については、うちの会派というか、個人的にもそうだし、会派としても難しい。

富本理事 慎重論とかそういうのであれば、どうか。

小川理事 慎重論は当然なので、わざわざ意見書を出す必要はない。

小松理事 この内容で出すことに賛成。

富本理事 了解した。ということは、今の話だと、杉自と公明が、参加云々より、もっと説明責任を果たせとか、そういうレベルのものであれば何とかなる。民社は、ちょっと厳しいということ。出すこと自体、積極的ではない。

小川理事 はい、イエス・ノーをはっきり言うのであれば。

富本理事 もっと説明責任とか、そういうのももうわかっていることだから、別にわざわざ

ざ意見書で……

小川理事 もうわかっていることで、これは3年前からあったことなので。

富本理事 別に意見書を出すこともないということか。

小川理事 そういうことである。

富本理事 共産党とネミがこのままでいいということだったので、残念ながら意見がまとまらないので、まず、参加を行わないように求める意見書という形については提出は行わないということで、よろしいか。

今そういう現状になった上で、ほかに、それに加えて何かあるか。

山田理事 うちとしては、やはりこういう形で出したかったという思いはあるが、各会派で一致できるところで、例えば慎重に議論を進めるべきだというところで、ちょっと一致できない点もあると思うが、そういうところで慎重に事を進めることで一致できれば出したいという思いはある。

富本理事 了解した。文案を見なければわからないと思うが。

小川理事 要するに、私たちがテレビとか見て、当然我々も報道等からしか聞いていないが、慎重にやるのは当然だというのは、党内もそうだし、強引にやるということは聞いていない。聞いていれば、当然慎重にやるべきだというのは我々だって思っている。

そういった文面をつくっていけるのであれば、それはやぶさかではない。

富本理事 最初の提案の共産党としてはそういう思いがあるので、では、改めて文案を共産党でつくっていただいて、調整をするよう。オーケーであれば、基本的に理事会でも認められることになるので、そういう形で。日程も余りないので、そこは共産党のほうで文案づくり、それから、ある程度調整もお願いできるか。それが決まった段階で、ある程度理事会のほうも対応して、もしそういうことになれば、そういう対応にしていきたい。よろしいか。ネミもそれでいいか。文案を見てみなければわからないが。

小松理事 この文案は、タイトルを変えるだけの話ではなく、最初の4行だけ見ても、「到底容認できるものではありません」とか、「いかに日本経済における立場」だとか、全部がそのトーンで書かれているので、これを慎重にという内容に書き直すと全部書き直すことになると思うが、やっていただけるのであればお願いしたい。

山田理事 幹事長がつくると思うので、それをつくって、皆さんに……。

富本理事 了解した。では、早急にその対応はお願いする。事務局もいろいろ作業もあるので。

では、そういうことで、この件はよろしいか。——では、また各会派の幹事長にお手数かけるが、よろしく対応のほどお願いする。

《その他》

(1) ユーストリーム等による画像等配信の対応について

富本理事 それでは、その他ということ、まず、(1)、ユーストリーム等による画像等配信の対応について、がずっと懸案として残っていたが、インターネットのライブ中継を導入することで、この件についてはまず合意がとれている。現在、事務局からその予算を要求している。

この件は、予算措置がなされるかなされないかで、もとの前提が変わってくることもあるので、予算措置がされ、中継が行われるときに改めて協議に付したい。それで、ある程度予算措置云々が明らかになるまでは、これまでの申し合わせどおり、傍聴者からユーストリーム等の申し出があった場合は、議長が判断するという現行の考え方をとりあえず維持していきたい。この問題を話し合うには、予算措置がどうなったかによって前提が変わってくるので、そこで改めて協議をしたいが、それでよろしいか。

小松理事 インターネットのライブ中継があるかどうかということにかかわることではないと思うが、とりあえずのところ、これまでのということに関しては了承する。

富本理事 民社もよろしいか。

小川理事 はい。

富本理事 共産党もよろしいか。

山田理事 はい。

富本理事 そういう意見もあったが、一応ご理解いただいた。

それでは、予算の結果が出て、ライブ中継が行われるかどうかということを確認した上で、改めて理事会で対応するというところで、この問題については、そういう形で少し時間をおくということをご了解いただいた。

(2) 予算・決算特別委員会の質疑時間について

富本理事 それから次、予算・決算特別委員会の質疑時間について、前回までに他区市の資料をご配付し、審査方法等に意見がある場合は、11月30日までに紙で提出をとお願いしましたところ、ネット・みどりから意見があった。これは資料を配付してある。

この件については、合意をして確認したことがある。まず審議時間を基本的には変えない、だから、基本的に10時から5時で、日程も変えないというもとの皆さんにお願いした前提条件が初めから狂っている。朝9時半からとか書かれているので、これは最初にお願いしたのものとは全く別のものが出てきているというか、皆さんで合意して、

話し合う前提のものでないものが出ているので、残念ながら、この場で協議をするというものに値しないと考えている。一応10時から5時までで、実質審議が8日間、そういうことをお願いした上で、そこは皆さんご理解いただき、そこで意見があつて、時間を変えるならということがあつたが、朝9時半開始ということで、1行目から前提が間違っているのでは、この資料については参考意見としてこういう考え方もあるということで、ご理解いただきたい。

小松理事 私、8日間ということは認識していたが、この前提は10時から5時であつたか。

富本理事 議会の基本的なルールとしてはそうである。

小松理事 議会の基本的なルールなのか。

富本理事 それは前回も確認したと私はとらえていた。9時半に開始ということは、例えば、議運の委員長とか理事会の座長とかやっているのと、いろいろ打ち合わせ等もあつたりして結構早く来たりすることもあるので、朝からできるのではという気持ちはわからないでもないが、そこは前提を変えて話をするというのはいかがかと思う。

小松理事 前提という認識がなかった。その確認がここでされたという記憶がない。私が覚えてないだけか。

富本理事 基本は10時開会で、5時までの時間の中でということは確認した。小松理事の提案は審議日程を延ばすという話と同義語だと私はとらえている部分もあるので、そこはご理解いただきたい。

小松理事 はい、了解した。

富本理事 こういうご意見もあるということで、あと、意見開陳についてもこういうご意見があるということで、きょうは、これは参考意見ということで、皆さんも、こういう考え方もあるということをご理解いただければと思う。

また、ほかの会派からは特段意見が出てないので、基本的には次回の予算・決算に関してはこういう形でやっていく。今後、とりあえず1人6分ということは決まっているので、今度の予算委員会、そして次の決算委員会も基本的に1人6分で、現行のままで、実施する方向になるが、またこれは何か意見があれば、考える。今度の予特は変更なしということで行く。

議会事務局長 予特はこれまでどおりの考え方で、今座長が言ったように1人6分ということで、従前どおり。ただ、決特については、来年の3定になるので、まだ時間があるので、その間いろいろ考えとか提案があれば、理事会で協議をしていけばと思う。

富本理事 ただ、10時から5時ということが基本で……。

議会事務局長 11月10日の理事会でこの話が出ている。私のメモによると、前提として、

質疑日数は変えない、8日間で10時から5時ということをお場で確認しているの、先ほど小松理事からいつやったのかという質問もあったが、11月10日の理事会でそういうことは確認をされた上でのお話ということになっている。

富本理事 では、そういうことでよろしくお願いを。次回の1定の予算特別委員会はこれまでどおりということでご理解いただきたい。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そういうことでお願います。

決算についてはそういうことで、まだ時間もあるし、またご意見があれば募集させていただくが、基本的には先ほど言った前提でお考えをいただきたいということをお願いする。

(3) 委員長報告について

富本理事 続いて、これは第3回定例会でも話があった委員長報告についてであるが、ネミのほうで賛否が分かれた状態での意見開陳があり、この理事会の場でも、会派内で賛否をなるべくまとめて発言するようにお願いしたところであるが、今定例会においても、5議案、3対2というような形で分かれている意見開陳があった。

それで、前回にも話があった、会派というとらえ方をどうするかという問題等に、とりあえず委員長報告の取り扱いをどうするかということが懸案としてあった。一応委員長報告については、事務局で資料の案を作成しているので、説明をお願いしたい。

議会事務局次長 お配りした資料をごらんいただきたい。会派内の賛否が分かれた意見開陳の委員長報告について(案)である。

3つほど案を考えている。

案1が、まず、会派の賛否が分かれたこと及び賛成者、反対者の人数を報告するという案。次第書の欄に下線を引いたところ、「その後、意見を求めたところ、どここの会派から、本議案については、賛成もしくは反対であり、何名は賛成、何名は反対であるとの発言がありました。」とし、その後、議案に対する意見で、賛成の立場、反対の立場の意見を報告する。

案2が、会派の多数の意見を尊重し、賛否の意見に入れるが、逆の意見があったことも報告するというので、「その後、意見を求めたところ、原案に反対する意見として、どここの会派から意見が、原案に賛成する意見として、どここの会派から意見がという形で、また、どここの会派からは、何々により賛成だが、会派内では反対の意見もあるとの意見があり」という形で報告をするという案である。

単に質問しているだけだが、それが特に変ということではないのか。

議会事務局長 特に問題はないと思う。

富本理事 了解した。

これはきょう出したが、9日最終日には委員長報告はしなければいけない。これは以前も少し話をしたが、どうするか。

議会事務局長 前回のときは区民生活委員会、1委員会だけで、それも議案1本だけであった。今回の場合については、区民と保健と文教と3委員会にわたっており、議案の数もかなり多いということもあるので、余り時間はかけていられない。9日に委員長報告しなければいけない。

富本理事 それと、第67号においては、意見開陳では3対2と言っているが、表決では反対されている、手を挙げていない。そういうこともあった。

島田理事 傍聴してなかったのだからわからないが、会派の中で、例えば多いほうの採決の判断に従わないで、出ている委員によって、例えば少数意見のほうであっても、自分の正否をその場の委員会でやったということか。

富本理事 これはちょっと整理する。すべて言い方としては、ネットの3は賛成と。個人名を言って、3は賛成、2人は反対という言い方をされている。それはどの委員会もそうしたのか。

それで、まず1つ、区民生活は委員長なので、表決に加わっていない。それから、文教委員会に関しては、これはそね委員が、賛成3で反対2と言っていて、全部賛成で手を挙げている。保健福祉は市橋議員が委員なのか、64号は賛成で手を挙げられているが、67号は手を挙げ忘れたのか、反対である。だから、同じ委員会でも、64号と67号では対応が違う。

島田理事 会派の意見が分かれています……

富本理事 分かれています、3対2、3対2だが、64号では手を挙げていて、67号では手を挙げていない。

議会事務局長 賛成というような発言をしているが、採決のときに挙手をしなかった。

小川理事 よくわからないが。

富本理事 それはうっかりミスなのか何なのか、よくわからないが、そういう対応もあったということで。それはどういう意味のミスなのか何なのか。

だから、残念ながら、会派の中で意見が分かれていることが常態化しているので、委員長報告でもどう取り上げるかという問題がある。それから、ひいては、会派というものをどうとらえるかという問題にもかかわってくる。会派の中で意見が分かれていますはいけ

ないと言うつもりはないし、過去にもいろいろな例があったと思うが、ただ、それを普通に、こうだ、ああだというのもどうなのかということも疑問が残る。

それと、手続論というか、現実問題、委員長報告でどういう扱いにするのかということとは早急に、議会の決めとして決めていかなければいけない問題でもあるだろうということで、大きくはその2つの問題があるのか。

改めてネミはどうか。

小松理事 案1と案2とどっちがいいかということか。

島田理事 案3もある。

小松理事 意見として述べたいということで委員会の中で発言しているので、取り上げていただきたい。案3には賛成できない。

小川理事 そもそも論から伺う。

私も委員長をやっていて不思議に思ったのは、先ほど話が出たが、たまたま文教委員会では、そね議員は3対2で手を挙げたが、もしも奥山議員が文教委員会だったら挙手はどうなのか。

これは非常に重要な問題で、例えば、もしも委員の可否が同数になった場合は非常に問題だと思う。普通、委員会条例で、可否同数の場合は委員長。でも、委員長がそこで判断することでもないと思う。そもそも会派の意見がどっちかという前提で委員長は可否同数として判断をするわけなので、まずは、そもそも論として、委員会では賛成なのか反対なのか1本にするのは当然、常識だと思って臨んでいただきたい。

そして、本会議において、これはいいかどうかわからないが、もし反対される場合は退席とか、そうされることが当然だと考えているし、そもそも、会派で意見が割れて、手を挙げる、手を挙げないというのは委員会で非常に重要なことなので、そこを深く考えていただきたい。そして、当然そういうことを考えれば、それが前提としてとなる。もしもそれを続けるのであれば、これはずっと議論するしかないし、会派の意見ということではないので、一切報告しないというのが当たり前だと思う。

富本理事 私も同じ疑問を感じた。たまたま少数派の方は委員長と、都市環に付託案件がなかったので、どうされるかわからないが、手を挙げたのか挙げないのか、どっちなのかということは正直考えた。

たまたま、3の方のほうに分かれている議案で、67号はどうしてなのかよくわからないが、手を挙げないという姿勢を示して、賛否はこうだということ、ちょっと理解不能というか、さっき言った可否同数の問題なんかも含めて。それで逆転採決、例えば委員会では否決されたけれども、本会議では採決されたということにもなると、それはまた、

いわゆる普通の社会でいう、例えば都議会なんかで今やっているような逆転採決とは意味が違うので、ちょっとそこもどうなのかというのは、正直思っている。

まず会派でまとめていただくのが普通の判断だと思う。ただ、それに関してはいろいろな意見があって、この間、その話は全く平行線であった。

小川理事 1点だけ確認する。議案第67号というのは、市橋議員は賛成の意見を言って、挙手のときに手を挙げなかったということか。その辺がよくわからない。

議会事務局長 そういうことである。

富本理事 3人は賛成で、2人は反対と言ったのか。

議会事務局長 個名を挙げているので、当然ご自分の名前も……

小川理事 賛成。でも、挙手のときには手を挙げなかったということか。

議会事務局長 採決のときに挙手をしなかった。

小川理事 もう1本の64号は。

富本理事 64号は挙げている。

小川理事 同じような意見か。

富本理事 全部指定管理者である。——固まって話が進まないが。

島田理事 どういうことか説明していただきたい。

小松理事 ケアレスミスである。

富本理事 ケアレスという言葉はよくない。議案の審査だから、ケアレスという言葉は変えたほうがいい。議員の発言として、議案の賛否でケアレスというのはよくない。

小松理事 そのときの一瞬の判断で……

富本理事 賛否が変わったのか。

小松理事 いいえ。手を挙げるという行為をしなかった。賛否が変わったということではない。それだけは確かである。

富本理事 ケアレスミスではない。議案の賛否だから、簡単に、ケアレスミスでというのは、発言を訂正されたほうがいい、名誉のためにも。

島田理事 採決が最終的な意思表示なので、意見は変えなければいけない。

井口理事 もう1回やり直したらいい。9日までに委員会を再開して。そのほうが彼女のためにもいいのでは。

小松理事 委員会のときの採決のことで、何か規則でどうなっているのか。

議長 委員長報告でどう書くかである。その結果を。本会議のときの委員長報告が、要するに採決の大きな判断材料になるわけであって、そこで書けないような状況で本会議に採決を求めるといふことはいかがなものかということをお皆さんで今議論している状況で

あつて、委員会の採決がどうかとかという議論ではない。

富本理事 だから、市橋議員は、口では賛成と言ったが、態度としては反対であった。採決で手を挙げてないということは、反対したということ。それはもう態度の表明がそうなので。だから、それをまずケアレスミスと言うのは、僕はちょっと理解できないというのが1つあるのと、それから、変な話、報告も、口ではこう言ったけれども手を挙げていないとしか言いようがない、具体的にやるとしたら。

だから、委員会をもう1回やり直すかどうかかわからないが、やっぱり採決は重要な問題で、議案の重い軽いを言うつもりはないが、そういうことではないのか。もう少し真摯に受けとめていただきたいし、それはルールに書いているとか書いていないということではなく、やはり議会人として、採決に対する重みというのは、ルールがあるとかないとかという以前の問題で、ああ間違えた、ああ失敗したという問題とは違う。ルール以前の問題。だから、私は、ケアレスミスという言い方はよくないということは、そういう意味で言っている。

井口理事 委員会をやり直すということはできないのか。

富本理事 これはもう採決は決まっている。

議会事務局長 決まっているので、やるとすれば、去年かおととしの決特のときの意見開陳で横田議員が、意見開陳をやった直後の採決でやっぱり間違えた。そのときはたしか意見開陳の内容の訂正をしてもらった。先ほど話があったが、最終的な意思の表明というのが採決の場になるので、そちらのほうに合わせざるを得ないだろうということで、そのときはたしか、言い方を変えてというか、発言の訂正をしてもらった。

それと同じような取り扱いをするということであれば、意見開陳の発言の訂正をして、個人名は削ってもらうしかしようがない。2名の方が賛成で3人が反対という形にならざるを得ない。

議長 委員会はもう1回開けるのでは、動議出せば。

議会事務局長 いや、もうだめである、採決で決まっている。

富本理事 採決は決まっている。本人の採決ではない。

議長 芸術会館のときはどうだったのか。

富本理事 あれは委員が求めてやった。

議長 あれは動議を出して、それで認められて。

井口理事 議長に報告してやった。

富本理事 それで、たまたまこの議案は全体の賛否には影響はなかった、結果的には。ただ、そういう場合もあるわけで、そうなると、要するに議会の判断、委員会の判断が変

わるということになるわけで、ケアレスミスでというのはやっぱりおかしい。

その問題はまた、これはこれで、意見開陳の発表と採決がちょっと態度が違ったという問題であるが、あと、要するに3対2に分かれている現状の委員長報告について、皆さん、意見はあるか。

山田理事 たしか10月21日にこういう話が出て、その後話し合いをしなかったが、うちとしては、会派にいろいろかけて、どうするかという話をしたときには、やはり会派としての意見とするべきだということで、例えば3・2で分かれていても、3のほうに合わせて意見とするべきではないのかという意見があった。だから、これを持って帰って団でかけたとしても、同じような結論になる。本会議場で、先ほどの、退席するとか意見を逆に上げるとかで対応するのが筋ではないか。

富本理事 どっちかというとな案2に近いのか。

山田理事 案3である。

島田理事 珍しく山田理事と意見がほぼ同じだが、すべての議案が、例えばうちは8人いるが、8人が全員一致しているわけではなくて、当然、1人や2人、違うのではないのかという意見が出ることもある。それは会派の中で話し合っ、て、どういう結論に持っていくか。それは強硬な意見が少し緩くなったりとかということも当然出てくるし、それをまとめるのが会派だろうと。

我々は、7人賛成で1人反対、反対の意見はこうだということは一切やってないし、やる必要もない、それがゆえの会派だと思っているし、よっぽどのときには本会議場で退席せざるを得ない状況にもなると思うが、それぐらい会派というのは大事にしているし、それゆえに会派を組めるというところもあるので、分かれた意見を言うことはまず考えられない。その場合はやっぱり案3で行くべきだと思う。

富本理事 ほかにあるか。——とりあえず持ち帰りにするか。意見は改めて。きょう、事務局としても案を出したところもあるので。よろしいか。——では、とりあえず持ち帰りということにさせていただく。

今、議会のしおりを新しくつくっているが、前回の19年のときに、「区議会の役割」というページで、「会派とは」と。「所属政党が同じであったり、同じような意見や考え方をもつ議員が集まってグループをつくります。このグループを会派と呼びます。」ということで、区民向けのパンフレットにも、この下には会派名が書いてあって、人数が書いてあるが、同じような意見や考え方を持つ議員が集まってグループをつくるということで、政治なので、すべてがそれに当てはまるというわけではないが、それが常態化する、賛否が分かれるということは、疑問は感じざるを得ない。

私のほうから言うと、うちの会派もそれは同じ。人数が多いので、いろいろな意見があるが、それをまとめていく努力というのを会派の中でして議論に臨んでいるし、また、例えばある議案に対していかがかと思う議員の発言については、ちゃんと委員会でその議員の気持ちも取り上げて、それを会派としてきちっとただして、その議員にも理解をしてもらおうようなことも努力としてやっているし、そうやって、何か分かれてもいいみたいなことではなくて、やはり同じような形でいろいろな議員の意見を取りまとめてやっていくということを通じて、委員会に我々の会派も臨んでいるという現実がある。そういうこともよくお考えいただきたいと思う。

では、委員長報告をどうするかということに関しては、とりあえずこれは持ち帰りでもよろしいか。

小川理事 うち、さっき言ったように、そもそもおかしいのだから、3対2であれば退席、案3。うちは変わらない。

山田理事 持ち帰っても、うちも結論は多分変わらない。

富本理事 うちも案3に近い。

井口理事 うちも案3。うちはきちんと委員会の前に勉強会をして、それで委員会に臨むので。

富本理事 ネみは案3ではないのか。

小松理事 会派の中で議論した結果がこういうことになっている。賛否が分かれることが常態化しているとは認識していない。

富本理事 議案のうち28分の5はやっぱり多い。

小松理事 そうだろうか。

富本理事 これは私の主観も入って申しわけないが、当たり前のようにそれを言われている。普通ちょっと気恥ずかしさとかがあるのかと思うが、それが当たり前のように、分かっているのが当然みたいなことを言うのは、私の考えている会派像とか議会の考え方とはちょっと……。常態化という言葉を使ったのはそういうこと。精神的な部分も含めて私は使わせていただいた。分かっているのが当然みたいな感じで言うのが、私の議会像、会派像とはちょっと、疑問である。

小松理事 申しわけないと思えばいいのかとお聞きしても、多分そういう問題ではないんだと思う。言っている意味はわかる。うちの会派の中で話し合った結果が、いつもすべての議案について、皆さんの会派がなさっているように、うちの会派でもやった結果がこういうことになっているということだけのご理解いただきたい、ということだけ申し上げる。

案3になり、これで多数決ということになると大変残念だが、とにかく持ち帰らせていただく。

富本理事 では、持ち帰りということで意見が出ているので、きょうは持ち帰りとする。それが1つの問題。

それからもう1つは、賛否を違えている67号に対する対応、これはどうするか。さっきのようなやり方か、やるとしたら、現実問題は。というか、改めて、賛否は間違えたのか。

小松理事 はい。

小川理事 持ち帰りで結構だが、1点だけ。さっきの賛否の表明と関連するが、ご質問したいが、例えば文教委員会で、当然そね議員は賛成という形の議案で質問もしたし、賛成という意見を言っていたが、もしも反対であったすぐる議員と奥山議員の場合も、同じようにそね議員が言ったような形で賛成の意見を言って手は挙げるけれども、本会議場では反対という議論だったのか。

富本理事 まず、奥山議員かすぐる議員が委員であったら手を挙げていたのか、挙げていないのか。

小松理事 挙げてなかったと思う。その委員会に参加している個人の賛否で手を挙げたか挙げないかを表明していたと思う。

富本理事 たまたま全部がネットの人だから、手を挙げていた。

小川理事 ということは、奥山議員は、会派の意見としては……。

富本理事 だから、会派の意見ではない。個人の、3対2と言っているだけ。

小川理事 3対2ということと同じようなことを言うということか。

小松理事 はい。だから、意見の内容はほぼ同じ意見。手を挙げるか挙げないかが違う。

富本理事 実際問題、区民のときは、委員長だが、質問とかされた。

議会事務局長 いや、質問はしてない。

富本理事 意見を言っただけか。そのときのトーンはどういう……。それぞれ別の意見を言っているだけか。

小松理事 賛成の意見もあり反対の意見もありで……。

議会事務局次長 両方の意見を言っていたが、ウエートはご本人の意見。

議会事務局長 ウエートはやっぱりご本人の反対のトーンのほうが強い。

島田理事 だから、会派の意見ではないので、どこの会派からはということにはまず当てはまらないのと、それから、3対2で賛成多数だが私は反対といった場合に、要するに意見開陳と採決が異なってしまうと、毎回こういう——修正が行われるかどうかわから

ないが、やらなくてはいけなくなるので、基本的にはそういう場合は意見は言えない。

富本理事 それか、会派が分かれるか、どっちか。それしかない、はっきり言って。会派の意見ではないから。何のために会派を組んでいるのかわからない。だって、うちと共産党で組んでやってもいいという話になる。議会の人数を確保するために、うちと共産党が組んでやってもよくなる。だれだれだれは賛成だけれども、だれだれだれは反対と。

議会事務局長 そうすれば、会派はみんな1つになってしまう。極端な話。

小松理事 そういう極端な話ではなくて……

富本理事 でも、やっていることは同じだということ。

小松理事 いや、同じだとは思わない。

富本理事 うちと共産党だって同じ意見のときがある。

小松理事 それはそうだが。

富本理事 だから、そういう重みを感じてやられているのかということ。

小松理事 重みを感じてやっている。

富本理事 やっていて、採決間違えて、ケアレスミスか。

小松理事 これに関してはそうである。

富本理事 ケアレスか……。でも、会派の意見ではない。結局、奥山議員が仮に出ていたら手を挙げてない。賛否ではない。でも、それで可否同数になったりしたら何かおかしい話になる。

副議長 決定が変わる場合もある。

富本理事 決定が変わって、本会議場では逆転になったりする場合もあるというのは、ちょっとこれは……。どこの辞書にも書いてない。

副議長 今までの常識的な運営からすると、やはり反対する場合には退席になる。

小松理事 今までの常識からして違うことをやっているのは、そのとおり。だが、こういうやり方もあると皆さんが見ていただければいいと思うが。

富本理事 それは、僕はちょっと違うと思う。例えば、今話をしたように、奥山議員が仮に手を挙げないが、会派の人数全体でいえば実は賛成のほうが多かったというのは、それは、見ていただきたいとかという問題とは違うと思う。それで、もしかしたら委員会全体の採決にもかかわってくる問題だから、ちょっとどうかと。今までとちょっと新しいやり方でやっているみたいなの、そういうレベルの問題ではないと思うが。

小松理事 うーん。

富本理事 多分、ずっとうーんと言っておられるのかもしれないが。

小松理事 はい。

富本理事 「わかってください」という歌があったが、それはわかるように、ご理解いただくように、ちょっとそこは……。もちろん主義主張等あるかと思うが、もう少しそこは受け入れることを考えていただくのが……。

議長 困った。

富本理事 困った。

副議長 これが議会だから、こういうのが。だから、今までもそういうふうに組んでいた人たちが、こういう採決の場で意見が変わって、自分たちが通らないということで分かれていった。やっぱりこれが議会のルールかというふうに思う。だから、まとめるのであれば、そこで会派という形でやっていかないと。

小松理事 ルールというのがどこかに書かれてあるのか。

富本理事 だから、物を書いてないからいいとか悪いとかということとは違う。いや、書いてもいい。書いてもいいが、書くとどンドン息苦しくなって、人権とかを尊重される方々にとっては不利益なことではないのか。

小松理事 と思うから、そうでないやり方を自由に……

富本理事 だから、自由だから何やってもいいというのとは違う。

小松理事 何やってもいいって、そんなにやっているのか。

富本理事 まず、採決をケアレスミスだと言っているのは、何やってもいいと同じだと思う。そこは、僕が何度も言っているように、訂正すべきだと、その言い方は。採決をそんなに軽く考えているのは、そこは違う。これは主義主張ではない。議員としての本分である、はっきり言って。それをケアレスでミスした、ではやっぱり違う。

僕は何度もそれは訂正したほうがいいとこの理事会で言っているが、結局その発言もそのままだし、それから、会派の表決が分かれることそのものをここで議論しても——もちろん分かれられないように努力をすることは大切で、僕もそうしているし、ここにいる方の多くの議論としてそれが普通だと思うが、そこは百歩譲ったとしても、どういう対応をとるかということはいくぶん真摯にお考えいただかないと、議会の採決がいろいろな部分で狂ってくるということも——結果が狂うとかではなくて、例えば議会の中で委員会を通じてやっていった中で、積み上げの中で採決も狂うこともあるとか、もう少しそういうことに関してよく会派でもお考えいただきたいというふうには思っている。

それについて、47人で構成している中でやっているわけなので、そういうことに関して、何でも私たちの主張だからいいということだけで話を終えていいものではない。副議長が言う、それが議会なのだからというのは、そういう意味も入っている。それを、私たちはわからないと言うと、残念ながら、多数決で物を決めたりせざるを得ないこと

にもなる。なるべくそういうことは避けたい。みんなの知恵である程度やっていきたいという思いもあるので、ご理解いただきたいというのが真摯なお願い。

議長、何かあるか。私、もうこれ以上話すことがないが。

議長 富本座長の言うとおりで、同じ思いだが、余りご自身の考え方を押しつけてもどうかということもある。これだけ話をしても平行線で、ご理解いただけないということであれば、最終的な判断を数によって求めていくということはせざるを得ないと、このように思う。

島田理事 ネみ以外、これだけいろいろおかしいと言っているわけなので、これまでの議会の改革で委員会もかなり改革されて、議長の発案で、少数会派も委員会ですっかり委員外議員として発言、また質疑もできるようになったし、そういう意味では、意見開陳をやろうと思えば幾らでもできる。だから、同じ会派でいる必要はない。同じ会派であるというのであれば、先ほどみんなから言っているように、例えば3対2で分かれたのであれば、3のほうの意見をしっかりとって、その採決を会派の人間に徹底させるなり何なりしなければいけない。まとめられない意見だったら開陳はしないという方向にすべきだ。

小松理事 ちょっと確認したいが、今言っているのは、委員会の中での開陳そのものをと島田理事が言った。委員会の中では開陳をして、委員長報告の中ではしないという、私はそう理解した。委員会の中での開陳そのものをするなど。

島田理事 会派としての意見ではないということ。

富本理事 そもそも論。

島田理事 会派の意見はまとめられなかったということ、3対2でそのまま放置しているというのであれば。意見なんか言う必要ない。本会議の採決であらわせばいい。

議長 これまでの意見開陳を聞いていると、生活者ネット・みどりとしてというまくら言葉をつけて意見開陳をされている。

小松理事 はい。

議長 それが分かれているということで判断材料として困るということなので、何でそこを小松理事がご理解いただけないのか。

富本理事 ある意味、何で一緒にやられているのかわからないということにもつながる。

議長 そこで議論がずっと回っているので、何か明快なご説明をいただかないと……。

小松理事 先ほど来、会派として言っているが、その中の意見は2つあるということを見開陳の中で申し上げているだけ。

議長 会派として意見をしているかということ。会派としてはどうなのか。合意はしてい

ないというのが意見なのか。

小松理事 合意はしていない、賛成意見もあり、反対意見もあるということの意見を述べている。

議長 会派としてはどうなのか。会派としての意思決定は何か。

小松理事 3対2だということ。

議長 では、多数決でもって多いほうをとるということか。

富本理事 であるべき。

小松理事 皆さんが言っていることはそういうことなのか。

議長 そういうこともある。

富本理事 それだけではない。

島田理事 もしくは、多数決でうちは押し切らないというのであれば、採決には参加しない、退席すると。この議案については、うちは意見がまとまらないので、申しわないが、議員としての権利を放棄するという事しかない。

小松理事 皆さんがそういうふうにするなら、そういう意見が出されたという、この理事会の総意がそうだとということを持ち帰って、今後の開陳の仕方を検討する。

富本理事 それと、開陳の仕方もそうだが、採決もやっぱりそうである。普通は会派の中でまとめて、多数決をとってやるので、そうなれば、会派を代表して委員が出ているので、そうすると、個人の賛否を個人で適当にやればよいというものとはまたちょっと違ってくる。

だから、たまたま3人の方が委員に出ていたが、2人の方が出られてということになると、そうすると、あなたたちの意見はどこにあるのかということ。個人の意見はわかる。ああ、この人だとかこういう意見だとわかる。そうすると、組んでいることもちよつと整合性がとれないというふうにしかとれない。会派の多数の意見と違う意見を出しておいて、会派の多数はこっちだみたいなことになると、結局、個人と団体との意思がばらばらということになると、私たちは、あの人たちは何なんだということ判断できないということになる。会派でいえば3対2で、例えば賛成の方が多いが、奥山議員が出ていたら反対で手を挙げていないということになると……。奥山議員はその場では会派の意見に従って手を挙げるけれども、本会議場では反対するでは……。ということか。

小松理事 そうである。

富本理事 そうだと胸張って言われるが、それがおかしいことと思わないか。

副議長 おかしい。

富本理事 おかしい。

副議長 そこをまとめないと。

小松理事 おかしいか。

富本理事 おかしい。

島田理事 何で一緒にいるのか。

富本理事 ということになってしまう、結局。分かれたほうがいいのではという話に……。その整合性がとれなくなっていると思えない。

井口理事 小松理事、これを機会に、もう一度皆さんと話し合ったほうがよろしいのでは。

小松理事 よく話し合っている。ただ、賛否は違う。

井口理事 じゃ、しょうがない。いつまでたっても理事会でこういう問題が起きてくる、毎回毎回。そういうことになる。

小松理事 いや、ここで皆さんのご意見を伺う以外は、何も問題はなく……

井口理事 思っていないのか。

小松理事 どうしてそんなこと言わなくてはいけないのか。

富本理事 そういうことで、皆さんからほぼ、ここにいる方、小松理事以外はそういうご意見をお持ちだということ、会派の中で3対2に分かれないうにお話を、この件でもしていただければというふうに思っている。

小松理事 3対2で分かれることはずっと存在し続けると思うが、ここでいつも皆さんが問題視されるが、そんなにおかしいことか、理事者からみてどうか。

議会事務局長 理事者としてというよりは、むしろ事務局としてだが、会派の考え方は確かにいろいろある。全国にいろいろな議会があるので。だが、少なくとも杉並区議会の会派の考え方については、今までは、先ほど副議長が言ったが、会派の意見が分かれた場合というのは会派は大体分裂してしまう。それが普通だと私も思う。やはりちょっと聞いていてもおかしい。すごく違和感がある。だから、会派の意見としてというふうに言わなければまだいいが、生活者ネット・みどりの未来の意見を申し述るという形から始まってくる。

小松理事 じゃ、それを言わなければ違和感ないのか。

議会事務局長 言わなくたって、それは1つの会派としての発言とみんなとらえている。会派がなくて、全然別々の、1人1人の方々が構成をしているというのであれば、それはそれでもいいかもしれないが、少なくともうちの議会の場合については、先ほど座長が言ったとおり、同じ考え方を持った議員が集まって1つの集団をつくって、それを会派と称して活動している。ということは、はたから見れば、その会派にいる人——途中経過はわからないが、いろいろな意見が多分あって、ぶつかり合って、いろいろな議論

をした結果、最終的には自分の会派としてはこういう意見にまとまったというのが、これまでのうちの会派のあり方だというふうに私も思っている。

はたから見ていれば、たとえ本音の部分は別としても、会派の意見はどうかと聞かれたら、それは統一された会派の意見を言うべきだと思う。その会派の構成員であるならば。それが言えないのであれば、その会派にとどまっているのはいかかなものかという話にもなるし、百歩譲って、そういうことがあったとしても、例えば島田理事も言っているが、会派の意見とすればやはり多数の意見を言うべきだろうと思う。それが会派の意見になるので。採決のときに、座っているのか、あるいは退席をされるのかということになるだろうと思うが、これまでの例でいけば、会派の意見が分かれた場合は採決のときには大体退席をされている。

富本理事 だから、一議員として出ているのか、会派というものをしょって出ているのかという人格のとらえ方である。委員会に臨む姿勢として。例えば、会社でもそうだ。個人の意見はこうで、会社の方向は違うと思ったら、会社にいれば、自分の考えと違っても会社員の、あるいは組織に従って動かざるを得ないことも多々あるわけで、それは、個人という立場ではなく会社の所属員という立場で動かざるを得ないときはあるわけで、多分、ネみ以外の方は、そういうとらえ方で会派というのをとらえられて、組織の一員として委員会に臨んでいるから、組織人としての対応をやるべきである、やっているというのが考え方としてあるが、そこが多分、個人の意見を言えばいいということにとらえられているのが違うということ。会派というのは集団なので、組織なので、その組織というものを背負っているというか、組織の中の立場で出ているという、その人格をどうとらえているかということが問われていると思う。

うちの議会で今後会派の話し合いをどうすればいいか、どうなっていくかわからないが、1人というのは会派としては認められないということだってある、厳密に言えば。こういう本にも書いてあって。それを現実はどうするかは別。でも、それは結局集団ではないということだから、要するに1人というのは会派ではないというとらえ方ができるということなので、組織の代表として委員会に出ているというような形。小松理事だって、ある意味そういう形で、これは選挙で選ばれたが、そういう側面があるわけで、そういう形のとらえ方でどう考えるかということ、そこをよく理解していただきたい。

小松理事 よく報告書で両論併記という手法があると思うが、それをやっているということなのであって……

議長 両論併記なら採決に参加しない。

富本理事 それであれば、意見は言うべきではないのでは。

島田理事 ほかのところに判断任せますということ。

富本理事 両論併記とはそういうもの。

議会事務局長 あれはあくまでも意見をまとめる過程の中で、まとめ切れないので、こういう意見もあったし、こういう意見もあったということで表現しているだけ。結論は出してない。

富本理事 時間の関係もあるので、これ以上は…。

それと、その問題で、今度、委員長報告はどうするかということは、とりあえず持ち帰ることになったので。でも、事務局としてもいろいろ段取りがあると思うので、次はどうか。

議会事務局長 6日か7日あたりに。

富本理事 6日、政務調査費の検討会があるから、その辺で。では、終わってから日程のことは詰める。

もう1つは、67号の扱い、これはもう1回確認しておいてほしい。前回の横田議員の例もあるだろうから、それも含めて確認して、またこれについても次回にさせていただきたい。では、よろしいか。——では、議会運営委員会理事会をこれで閉会する。

(午後 3時22分 閉会)